



\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 減価償却資産の中古耐用年数

法人・個人事業主を問わず、取得価額が10万円以上である事業用の資産を購入した場合、特例の適用があるものを除いて、数年間にわたり減価償却を通じて費用(損金)になります。その減価償却の計算においては、資産の種類や使用目的に応じて費用化する期間(耐用年数)が決められています。更に中古資産を購入した場合は、一般的には新品のものより耐用年数が短くなるため、その耐用年数について調整をすることになります。今回は減価償却資産の中古耐用年数についてご紹介します。

### 1. 耐用年数

耐用年数とは、減価償却資産について使用に耐えることができる期間をいいます。法人税法や所得税法で定められた減価償却計算において使用する耐用年数は一般的に法定耐用年数と呼ばれ、[減価償却資産の耐用年数等に関する省令](#)(以下、「耐用年数省令」といいます)の別表に資産の種類や構造、使用目的に応じた耐用年数が掲示されています。製造後使用されたことのない新品の減価償却資産について、耐用年数省令の別表から該当するものを適宜選択して定められている年数により減価償却計算をします。

### 2. 中古耐用年数

#### (1) 中古耐用年数の算出方法

法人・個人事業主においては、様々な理由により他の所有者が使用していた中古の減価償却資産を購入することがあります。中古減価償却資産の耐用年数は、法定耐用年数ではなく、事業の用に供した時以後に使用可能期間として見積もられる年数を使用することができます。また、使用可能期間の見積もりが困難である場合には、簡便法と呼ばれる下記の計算式により算出した年数を使用することができます。

- ① 法定耐用年数の全部を経過した資産  
その法定耐用年数の20%に相当する年数
- ② 法定耐用年数の一部を経過した資産  
その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に経過年数の20%に相当する年数を加えた年数

上記の算式により計算した年数に1年未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てられます。また計算した年数が2年に満たない場合には、その中古耐用年数は2年とされます。

なお、取得した中古減価償却資産を事業の用に供するために改良費などの資本的支出を行った場合で、その資本的支出の金額がその中古減価償却資産の取得価額の50%に相当する金額、または再取得価額の50%に相当する金額を超える時は、簡便法により使用可能期間を算出することができず、法定耐用年数を使用することになります。

#### (2) 具体例

身近な減価償却資産として普通乗用車(法定耐用年数6年)を例にとって中古耐用年数の計算をご紹介します。

##### ① 前所有者が7年使用したケース

このケースは法定耐用年数の全部を経過しているため次のようになります。

- i.  $6 \text{年} \times 20\% = 1.2 \text{年}$
- ii. 2年に満たないため耐用年数は2年

##### ② 前所有者が2年使用したケース

このケースは法定耐用年数の一部を経過しているため次のようになります。

- i.  $6 \text{年} - 2 \text{年} + 2 \text{年} \times 20\% = 4.4 \text{年}$
- ii. 1年未満の端数は切り捨てられるため耐用年数は4年

##### ③ 前所有者が3年10ヶ月使用したケース

上記②と同様のケースになりますが、使用期間に年未満の月数があるため全体を月数に換算して計算します。

- i.  $72 \text{ヶ月} - 46 \text{ヶ月} + 46 \text{ヶ月} \times 20\% = 35.2 \text{ヶ月}$
- ii. 上記 i を年単位に割り戻すと、 $35.2 \text{ヶ月} \div 12 = 2.9 \text{年}$
- iii. 1年未満の端数は切り捨てられるため耐用年数は2年

※つまり、普通乗用車の場合、登録より3年10ヶ月経過していれば、2年で償却できることになります。